

こ 支 障 第 166 号
令 和 6 年 7 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿

こども家庭庁支援局障害児支援課長

障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について

障害児入所施設に入所する障害児等が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害児入所施設に入所する障害児等の移行調整については、令和3年12月23日障発1223第3号「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」において「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」をお示しし、当該手引きも踏まえて移行支援・移行調整のための体制の構築や具体的な取組を進めてきていただいたところです。

こうした中で、令和6年4月施行の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、移行調整の責任主体を都道府県・指定都市に明確化するとともに、必要な場合に23歳に達するまで障害児等の入所継続を可能とする制度的枠組みが構築されました。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害児入所施設に移行支援計画の作成等を求めるとともに、移行支援計画の作成・更新時の関係機関の連携や、宿泊や日中活動の体験利用の取組等に対し新たな加算が創設されました。

こうした動向等を踏まえ、今般、改めて、都道府県・指定都市や障害児入所施設をはじめとする関係機関における、障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整に当たっての基本的考え方や取り組むべき内容等について整理を行い、別紙の通り「入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き」を作成しました。（別紙1：手引き本体、別紙2：概要版）

各都道府県・指定都市におかれては、管内の障害児入所施設、児童相談所、市町村、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、障害福祉サービス等事業所、保健・医療・教育分野の関係機関、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等の関係者に周知いただくとともに、別紙の手引きをよくご参照いただき、障害児入所施設に入所する障害児等が成人期に相応しい環境へ円滑に移行できるよう、関係者との連携・協働による引き続きの移行支援・以降調整の取組をお願いします。

なお、令和3年12月23日障発1223第3号「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」は廃止します。